

「浜名湖水辺整備基本計画」 骨子案

第1章 はじめに

1 計画策定の背景と目的

- ・ 浜名湖沿岸に設置されている湖岸堤は、全周約121kmのうち約8割の区間で想定される高潮や津波に対して高さが不足しているとともに、民間所有の箇所を中心に護岸の老朽化が進行している。
- ・ 気候変動により大型化が懸念される台風による高潮や、切迫性が高まっている南海トラフ巨大地震による津波などの災害リスクの増大により、湖岸堤整備の必要性は一層高まっている。
- ・ 一方、浜名湖は古くから観光、レジャー、漁業など様々な形で水辺が利用され、景勝地として親しまれているとともに、利用や環境に関する様々な計画が策定され、各計画に基づく施策や事業などが各機関により実施されている。
- ・ このような背景から、湖岸堤の抜本的な整備を進めるにあたっては、「防護」だけでなく「利用」や「環境」とも調和し、浜名湖の多彩な魅力や資源を生かした地域活性化につながる水辺空間の整備のあり方などを定める必要があるため、「浜名湖水辺整備基本計画」を策定する。

2 計画の位置付け

- ・ 「浜名湖水辺整備基本計画」とは、防護・利用・環境の調和のとれた水辺空間の整備に向け、浜名湖に関する各種計画や施策等との調整・整合を図った上で、浜名湖の多彩な魅力や資源を生かした地域の活性化につながる整備のあり方や整備内容などを定めるものであり、水辺空間の整備にあたる基本的な方針（整備の方向性）や各エリアの水辺空間の整備構想（整備イメージ）を示すマスタープランという位置付けである。
- ・ 計画には、関係機関による利用・環境に関する取組を盛り込むとともに、地域の声にも配慮し、多様な主体が関わるものとする。
- ・ 各施設管理者は、策定した基本計画をそれぞれが持つ事業計画に反映させ、整備の必要性が高い箇所から順次、水辺空間の整備を図っていく。

3 計画の対象範囲

- ・ 「浜名湖水辺整備基本計画」の対象範囲（本計画でいう水辺空間）は、高潮や津波から背後地を防護するために新設する護岸など、水辺空間の整備に必要な湖岸沿いの十数mの範囲とし、その他の水域や堤内地は含まない。

第2章 浜名湖の概要

1 浜名湖の概要

- ・ ※各項目について概要を記載

（1）浜名湖の成り立ち

（2）気候、地形、地質

（3）社会経済状況（人口、土地利用、交通、産業、歴史・文化）

第3章 浜名湖の水辺空間の現状と課題

- ・ ※各項目について水辺空間の現状と課題を記載

1 防護に関する現状と課題

（1）高潮・津波による被害状況、治水事業の沿革

（2）高潮・津波により想定される浸水被害

（3）施設管理者の把握

（4）施設の老朽化

2 水辺利用に関する現状と課題

（1）水産振興

（2）観光

（3）親水空間

（4）船舶の活用

（5）道路（サイクリングロード）

3 水辺環境に関する現状と課題

（1）自然環境

（2）景観

※各項目の現状と課題及び水辺空間の整備における配慮事項（案）、具体的な取組（案）については資料3参照

第4章 水辺空間の整備に関する基本的な方針（整備の方向性）

1 水辺空間の整備に関する基本的な方針

- ・ 水辺空間の整備にあたっては、防護の観点から想定される高潮・津波による浸水被害を防止することを基本とする。事業の実施にあたっては、利用や環境に配慮するとともに、事業実施の要否や護岸の構造等について地域、関係団体と合意形成を図った上で進めることとする。
- ・ なお、防護の観点による整備と合わせ、利用、環境の観点から関連する取組がある場合は、関係機関で連携して整備にあたる。

2 湖岸の整備目標

3 水辺空間の整備における役割分担

- ・ ※「浜名湖湖岸堤整備・維持管理マニュアル（案）」を基に事業実施主体の決定手法を記載

第5章 エリア別整備構想（整備のイメージ）

1 エリア区分

- ・ ※エリア区分の考え方について記載

（1）舞阪・弁天島・雄踏・新居 エリア

（2）庄内・館山寺 エリア

（3）細江湖 エリア

（4）猪鼻湖 エリア

（5）鷺津・新所・入出 エリア

2 エリア別整備構想（整備イメージ）

- ・ ※エリアごとの整備イメージを掲載

3 整備の進め方に関する考え方

- ・ 整備の進め方の検討にあたっては、高潮・津波により想定される浸水被害の大きさ、想定浸水区域内に位置する重要施設（要配慮者利用施設や緊急輸送路等）の有無や土地利用状況、施設の老朽化の度合い、水辺空間における利用や環境の実態等を考慮し、総合的に判断する。